

國際部報告

三四

本年度に於ける國際部の事業は、滿洲問題を機軸とする國際政局の危機に伴つて、遂に吾國が國際聯盟脱退を決意するに至つた一連の潮流を中心として、無批判的國家主義の擡頭と國際主義に對する排擊的機運が醸成せられた中に於いて、本組合の態度は吾國労働團體中國國際労働組合聯盟に對して正式に加盟しつゝある唯一の團體として極めて重大視せられたのである。それだけに本組合國際部の活動は例年に比しその重要性を増加した。

本年度事業中先づ記述を要する點は國際労働機關に對する本組合の態度である。本問題に就いては、本組合を強力なる一翼とする日本労働組合會議は二月二十五日國際労働機關脱退反對の態度を聲明したが、その理由とする處は

一、最近に於る吾國社會立法の制定及改善は略んど全部國際労働總會採擇の條約案及勸告によつて示唆乃至促進せられたものであつて、國際労働機關に留まることは吾等の價值利用論と合致する。

二、吾國が國際聯盟を脱退し世界的孤立に陥りたる今日に於いて、日本の實情及要求を世界各國の民衆に紹介するものは、この吾等の國際的運動以外には斷じてない。

と云ふ二點に歸着する。

第二に記述を要する點は本組合とI.T.Fとの關係である。本組合の同聯盟に對する態度は、海上労働者の國際性より見るも將又過去に於ける國際海員問題の解決の上にI.T.Fが貢獻せる業績より見るも、組合が國際労働機關に對して示せる態度以上に積極的であることは言ふまでもない。

特に聯盟脱退の結果が、萬一近き將來に於いて、國際労働機關不参加等を惹起する場合を考慮するとき、本組合の國際海員

問題解決に對する熱意は、世界の組織海上労働者の大半を包容するI.T.Fを通じてのみ、最も効果的に具現し得る點に於いてI.T.Fとの關係は層一層強調せられざるを得ない。

本年度に於ける國際労働機關を中心とする諸問題は

●第十六回國際労働總會(昭和七年四月十二日於ジュネーヴ)

議題 一、工業以外の職業に使用せらるゝ兒童の最低年齢問題(最終討議)

二、營利職業紹介所廢止問題(第一次討議)

三、癩疾、養老、寡婦、孤兒保險問題(同)

四、船舶の積荷又は荷卸に使用せらるゝ労働者の災害に對する保護に關する條約案の一部改正に關する問題

(本組合は日本労働俱樂部の決定に基き左の如く推薦)

労働代表及顧問 代表西尾末廣、顧問皆川利吉、丹羽市太郎

●労働時間短縮問題準備會議(八年一月十日於ジュネーヴ)

労働代表 鈴木文治

(日本労働組合會議決定推薦)

●第十七回國際労働總會(八年六月八日於ジュネーヴ)

議題 一、失業保險及各種の失業救済施設(第一次討議)

二、自動式板硝子製造所に於ける休憩時間制定及番号編成の方法(同)

三、有料職業紹介所廢止問題(第二次討議)

四、癩疾養老及遺族保險(同)

三五